

「わかやまジェンダー平等プロジェクト」オリジナルロゴマーク等制作業務委託仕様書

1 業務名

「わかやまジェンダー平等プロジェクト」オリジナルロゴマーク等制作業務

2 業務の目的

「わかやまジェンダー平等プロジェクト」（以下、プロジェクトとする。）とは、『ジェンダー平等が進み、誰もが居場所と出番のある社会へ』を理念とし、その理念を形とするために『性別による決めつけをやめる』『性の在り方の違いを認め、互いに支え合う』『小さなことから変えていく』を行動基準とした有志による企業、団体、支援協力団体が一体となった組織体のことをいう。当プロジェクトの参画者及び関係団体等が統一的なイメージにより県内外への効果的なPRを行い、当プロジェクトの認知度やブランド力の向上を図るため、ロゴマーク及びロゴマークを使用した関係者配布物を制作することを目的とする。

3 業務履行期間

契約締結の日から令和7年8月29日（金）まで

4 主な使用用途のイメージ

- （１）ウェブサイト、広報誌、SNS 等での広報活動
- （２）各種広報物（ポスター、チラシ、のぼりなど）
- （３）事務用品（名刺、封筒など）
- （４）その他、当プロジェクトのPRにつながるもの

5 業務内容

（１）オリジナルロゴマークの制作

「2 業務の目的」に記載した当プロジェクトの理念や行動基準を表現できる魅力的なロゴマークを制作すること。

【ロゴマークに求める条件】

- ・目的及び理念が表現されたデザインであること。
- ・モノトーン（又は黒色）及びカラーで制作すること。
- ・ユニバーサルデザインに配慮すること。
- ・印刷物やホームページ等への掲載、ポスターやのぼり旗など、幅広い用途において活用しやすいものであること。
- ・ロゴマークは未発表かつ自作のものとし、第三者の著作権や商標、その他の権を一切侵害しないものであること。

- ・最終デザインは、県と協議の上、決定するものとする。

※この仕様書上における用語の定義は以下のとおりとする。

※画像は用語の定義を紹介するための例であり、今回の制作業務に関わるものではない。



(2) ガイドラインの作成

ロゴマークの使用及び運用にあたってのガイドラインを作成する。作成にあたっては、以下の基本項目について記載するほか、本業務の過程において県と協議の上必要とされた事項について記載すること。

- ・デザインコンセプト
- ・基本形の提示
- ・ロゴマーク表示色の指定（カラー／モノクロ含む）
- ・シンボルマーク（カラー／モノクロ）
- ・ロゴタイプ（カラー／モノクロ）
- ・シンボルマーク・ロゴタイプの組み合わせ及び配置例
- ・ネガティブ（反転）表示パターン
- ・余白（アイソレーションエリア）の設定
- ・表示色と背景色の関係
- ・最小使用サイズの設定

6 成果品

(1) 成果品の納品 制作したロゴマーク等の成果物を以下により提出すること。

- ①出力紙 各3部
- ②電子媒体（CD-R 等） 2部
 - 1 ロゴマーク等（AI 形式、PDF 形式、画像形式（JPEG、GIF 又は PNG））
 - 2 ガイドライン（PDF 形式、WORD 形式）

(2) 納期限及び納入場所

- ①納期限 令和7年8月29日（金）

②納入場所 和歌山県共生社会推進部こども家庭局多様な生き方支援課

7 著作権等に関する事項

- ・受注者は、成果品について、発注者が広報活動や商標化を行うなど、自由に使用できるよう、著作権法第18条から第20条までに規定する著作権の権利を行使しないこととする。
- ・成果品に対して受注者が有する著作権法第21条から第28条までに規定する権利は、納品とともに無償で発注者に譲渡するものとする。受注者は、当該権利を発注者以外の第三者に譲渡してはならない。
- ・受注者は、成果品が、第三者の著作権、商標権その他諸権利を侵害するものでないことを保証することとし、著作権や著作者人格権に関して紛争等が生じた場合、これによって生じる一切の責任は、受注者が負うこととする。

8 業務に関する提案

- ・受託者は、本仕様書と異なる事項又は本仕様書に定めのない事項であっても、業務の目的を達成するために、より良い手法、技術又はアイデア等があるときは、県に対して積極的にこれを提案するものとする。

9 協議

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合、その都度、県と受託者との協議により決定するものとする。